

第十六部

第一回 参議院 財政及び金融委員会會議録第六号

(五二)

付託事件

○國民貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○酒類配給公團法案(内閣提出)

○生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利業務の承継等に関する法律案(内閣送付)

○物價引下運動促進に関する陳情(第九号)

○製菓事業保持対策樹立に関する陳情(第九号)

○織物の價格改訂に関する陳情(第二十八号)

○特別調達法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○小額貯金及び各種団体預金封鎖解除に関する陳情(第五十二号)

○インフレ防止に関する陳情(第七十一号)

○金融機關再建整備法の一部を改正する法律案(内閣送付)

委員の異動

七月二十八日委員和田博雄君辭任につき、その補欠として石川準吉君を議長において選定した。

昭和二十二年七月二十九日(火曜日)午前十時二十五分開会

本日の會議に付した事件

○酒類配給公團法案

○生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利業務の承継等に関する法律案

○特別調達法の一部を改正する法律案

○金融機關再建整備法の一部を改正する法律案

午前十時二十五分開会

○委員長(黒田英雄君) これより委員會を開会いたします。

本日はまず最初に特別調達法の一部を改正する法律案、これについて政府から提案の理由の説明を聴きたいと思ひます。

○政府委員(小坂善太郎君) 本委員會に付託せられました今回予備審査をお願いいたします特別調達法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。特別調達法は既に御承知の如く政府の監督指示の下に連合國軍又は政府の需要いたしました建造物及び設備の營繕並びに物資及び役務の調達に関する業務を行うことを目的として法律に基いて設立せられた法人でありまして、近く諸般の準備を完了いたしましたので、発足する予定となつております。

併て特別調達法の業務はもとより、政府のなすべきものでありまして、從來は主として戦災復興院及び終戦連絡中央事務局を主務廳といたしまして、各地方長官がその実施の責に任じて來たのであります。が、今回この実施面を特別調達法に一元的に集中いたしますことに相なつたのでございます。併しその契約に対する支拂は、一切國庫から支拂をいたします建前でありまして、特別調達法のなす契約に基づく支拂は八月から発足するものとしたしまして、本年度中に実に二百乃至二百五十億円

の巨額に達するものと予想せられております。従ひましてこの特別調達法の業務が適正に施行せらるるか否かといふことは、國家財政の見地から見れば、特に重大な關心を拂わなければならぬことは申上げるまでもない次第でありまして、政府といたしましてはその責任において特別調達法の業務計画に万全周到を期する所存でございます。然るに現行法におきましては、監督指導に完璧を期する上におきまして不備の点を認めますので、ここに本改正法律案を提出いたしました次第でございます。

改正の要点を簡単に申し上げますと、先ず第一点は、第二十條の二の規定を追加いたしましたことでありまして、連合國軍関係工事等の請負契約につきましては、御承知のようにさきに昭和二十一年法律第六十号の施行によつて検査を実施し、その契約金額の適正化をはかり、着々と成果を収めて來たのであります。が、特別調達法発足以後は、これらの契約はすべて特別調達法の所掌となるのでありまして、現行法のままでは法律第六十号の規定は特別調達法の契約には適用がないのであります。併しこれらの契約には契約金額の適正化をはかる必要があることは従前と全く同様でありますので、ここに新しく第二十條の二の條文を設けまして、特別調達法の契約に対して昭和二十一年法律第六十号を適用し得ることとしたしまして、その契約金額の適正を確保しようとした次第であります。

第二点は第一條の改正であります。第一條の規定は元來特別調達法の目的を規定したものであります。が、多少不備の点がありますので、これに關して特別調達法が主務大臣の指示を受けなければその業務をなし得ないという規定を規定いたしました。予算支出の適正を保持しようとしたものであります。政府といたしましては、この改正によりまして特別調達法の契約を適正ならしめ、延いて財政の運営に大きな寄與をいたすことを期すのであります。

以上を以て提案理由の説明といたします。速かに御審議の上、御賛成あらんことを切にお願い申し上げます。

○委員長(黒田英雄君) これにつきまして御質問がありますれば、この際お願いしたいと思います。

○山田佐一君 特別調達法というものは進駐軍用ものの調達であります。か、大體の目的はなにの目的でありますか。

○政府委員(長沼弘毅君) 主として進駐軍の要求に基きます工事作業等でございます。が、只今差し当り予定してございせんけれども、將來は政府が指示する仕事というところもあり得るわけでありまして、一例を申し上げますと、例えば公共事業の認可はこの調達法でやらせるといふような場合も予想はしております。が、差し当りはございせん。

○委員外議員(一松政二君) そちらと今の特別調達法というものは、政府のやる事業というところ、今後起るべき公益事業とか失業救済事業とか一切含むものであります。

○政府委員(長沼弘毅君) これは実は政府の行政機構の問題にも關連いたします。が、例えば建設院というようなものができるといふふうなことになるかと、どこでやりますか、余程研究して参らなければならぬと思ひます。差し当りは具體的にどういふ仕事をやらせるかといふことを申し上げます。主として進駐軍関係の工事を監督するといふことになつております。

○委員長(黒田英雄君) 只今の御質問は商業委員長の御質問でありました。が、参議院規則によりまして、特別委員長は他の委員會において發言することができるといふ規定があるのでございまして、許可いたしました。さうやう御承知を願ひます。

○木村八郎君 質問ではないのであります。が、この機会に資料をできましてからお願ひしたいのであります。それは今日まで終戦処理費の使ひ方が、どれだけ使つて、それでその決算がどうなつておるか、今日の状況がどうか、こればかりはなかなかの資料みたいないない形で渡して戴きたいのであります。この終戦処理費の使ひ方が非常に乱暴であるといふことをしばしば言われておりました。これがインフレ激化の可なり大きな誘因になつておると思ひます。従つてその關係のことをよく知りたと思ひますのであります。それから契約の仕方が違つて來ておるよう

に、第二点は第一條の改正であります。第一條の規定は元來特別調達法の目的を規定したものであります。が、多少不備の点がありますので、これに關して特別調達法が主務大臣の指示を受けなければその業務をなし得ないという規定を規定いたしました。予算支出の適正を保持しようとしたものであります。政府といたしましては、この改正によりまして特別調達法の契約を適正ならしめ、延いて財政の運営に大きな寄與をいたすことを期すのであります。

以上を以て提案理由の説明といたします。速かに御審議の上、御賛成あらんことを切にお願い申し上げます。

○委員長(黒田英雄君) これにつきまして御質問がありますれば、この際お願いしたいと思います。

○山田佐一君 特別調達法というものは進駐軍用ものの調達であります。か、大體の目的はなにの目的でありますか。

○政府委員(長沼弘毅君) 主として進駐軍の要求に基きます工事作業等でございます。が、只今差し当り予定してございせんけれども、將來は政府が指示する仕事というところもあり得るわけでありまして、一例を申し上げますと、例えば公共事業の認可はこの調達法でやらせるといふような場合も予想はしております。が、差し当りはございせん。

○委員外議員(一松政二君) そちらと今の特別調達法というものは、政府のやる事業というところ、今後起るべき公益事業とか失業救済事業とか一切含むものであります。

○政府委員(長沼弘毅君) これは実は政府の行政機構の問題にも關連いたします。が、例えば建設院というようなものができるといふふうなことになるかと、どこでやりますか、余程研究して参らなければならぬと思ひます。差し当りは具體的にどういふ仕事をやらせるかといふことを申し上げます。主として進駐軍関係の工事を監督するといふことになつております。

○委員長(黒田英雄君) 只今の御質問は商業委員長の御質問でありました。が、参議院規則によりまして、特別委員長は他の委員會において發言することができるといふ規定があるのでございまして、許可いたしました。さうやう御承知を願ひます。

○木村八郎君 質問ではないのであります。が、この機会に資料をできましてからお願ひしたいのであります。それは今日まで終戦処理費の使ひ方が、どれだけ使つて、それでその決算がどうなつておるか、今日の状況がどうか、こればかりはなかなかの資料みたいないない形で渡して戴きたいのであります。この終戦処理費の使ひ方が非常に乱暴であるといふことをしばしば言われておりました。これがインフレ激化の可なり大きな誘因になつておると思ひます。従つてその關係のことをよく知りたと思ひますのであります。それから契約の仕方が違つて來ておるよう

に、第二点は第一條の改正であります。第一條の規定は元來特別調達法の目的を規定したものであります。が、多少不備の点がありますので、これに關して特別調達法が主務大臣の指示を受けなければその業務をなし得ないという規定を規定いたしました。予算支出の適正を保持しようとしたものであります。政府といたしましては、この改正によりまして特別調達法の契約を適正ならしめ、延いて財政の運営に大きな寄與をいたすことを期すのであります。

以上を以て提案理由の説明といたします。速かに御審議の上、御賛成あらんことを切にお願い申し上げます。

聞いておりますが、その後競争入札とか、そういうような制度になつたと聞いておりますが、そういう経過も併せて知らせて戴ければ結構であると思ひます。

○政府委員(長沼弘毅君) 前段の資料の点はできるだけ早く用意いたしましてお配りいたします。後段の契約のやり方につきましては、これは進駐臨時は殆ど一種の火事場のような仕事でありまして、制度的にも確実にはつきりした契約を結んでから仕事にかかるというのではなから、できなかつたような状況でございますが、その後司令部と十分密接な連絡をとりまして、我が國の事情、財政の状況、工事の能力、資材の能力その他につきまして、常時連絡をとりました結果、最近本年の四月乃至五月頃から大規模な入札をするという事になつたのであります。それ以前は殆どまあ実を申せば政府でも分らない間に、工事が行われるというふうな事象も聞かざるを得ないものであります。今後はそういうふうな意味で非常に適正な契約ができれば、同時に、金額におきましてもかなり節約がこの制度によつて見込まれて参るといふふうに考へております。

○木村八郎君 それに因連しまして、若しかできたら大蔵省の特殊財務部で相当徹底的に終戦関係工事の費用の内容を調べられておるといふことを聞いております。新聞には断片的に出たこともございますが、そういう資料がある筈だと思ふのでございませう。そういう点も参考のために、これは公表はできないかも知れませんが、そういう実情を聴きたいのであります。

から、これを資料として差支へございませんでしたら戴きたいと思ひます。

○政府委員(長沼弘毅君) 只今のお話は進駐軍工事の土壌業者の検査の問題と承知いたしますが……

○木村八郎君 さうでございませう。

○政府委員(長沼弘毅君) これはお説のように甚だ微妙な点がございまして、抽象的に申し上げる程度で御勘弁願ひたいと思ひます。概略申し上げますと、進駐軍関係の工事、それは工事と作業とに分けて、その工事の部分でございまして、宿舎の工事、兵舎の工事その他一般の飛行場であるとか、いろいろな、一般の土木工事、大体この三つの範疇に分かれております。この合計全体の件数を申上げますと、本年の三月末におきまして、凡そ一万九千件ございまして、これを全部検査をしまして、金額の適正を図るというふうなことは、これは事実不可能に近いこととございまして、成るべく主に古い老舗の相当大きな土壌業者の方々、又新興の業者の方々、これは資本金が非常に少なく、非常に危大な仕事をしておるといふふうなものがあつたのであります。それからまあ兎所の風評があるというふうな方々もございまして、更に特殊な事情があるものもございまして、例えば廣島におきまします毒薬でありますとか、爆薬の処理というふうな、一般にないような特殊な工事、こういうふうなものもあるものであります。又一般の工事に殆んど共通にあるもの、例えばパイプの敷設とか、衛生設備の工事のようなものにはあらゆる工事に殆んど共通して

ております。こういうふうないろいろな角度から慎重に計画を立てまして、それ／＼検査に従事いたしておるわけでありまして、何分にも件数が非常に多いございまして、唯、短期間にやりました工事でございますから、内容の帳簿組織等非常に不備でございまして、検査に非常に困難を極めております。できるだけ検査の適正を図るべくやっておりますが、従来までの大體の状況を申し上げますと、契約金、見積金額の凡そ二割乃至三割程度のはば節約をすることができたものではあるまいか、これはまだはつきりした結論に到達いたしておりませんが、検査の途中、中間的な観測をいたしますと、さういふ数字も一應出て参るのでございませう。

○玉屋喜章君 進駐軍関係の工事のことでございまして、只今までに完成をしておる、凡そ見積金額の金額も大抵決つて、そして完成はしておるが、まだ査定なされて金を支拂われてはいない。それで非常に困つておる。そうするとそれを当てるに人は金を借りなければならぬ。貸すにはそれがはつきりしておらんと貸すことができません。大蔵省におつておる次第でございまして、それは神奈川県方面で、主に道路とか建物とかいうようなものは、やはり特別調達で早速検査をして、そして査定をして、金を拂うて貰えるものでございませうか、如何でございませうか。

○政府委員(長沼弘毅君) お説のように大部分業者の方で金詰りしておる実情がございまして、これはいろいろ原因がございまして、大蔵省の支拂が非常に遅延しておるといふふうなことが主たる原因では実はないのでございませう。であります、何れにいたしましても非常に困る実情にございまして、できる限り早く検査をいたしまして、今日の窮状を打開して貰いたいと思つております。尙この検査に従事いたしますのは、調達に從事いたしておりますので、政府がやることになりませう。

○玉屋喜章君 政府がやるというの……

○政府委員(長沼弘毅君) これは終戦処理費の、詰り進駐軍関係の工事費の節約という観点からいたしまして、國庫財務に關することは大蔵大臣の所管になつております。従つて主として大蔵大臣、又その委任を受けた官吏が検査管理をすることになつております。

○玉屋喜章君 先刻のお話では、二割乃至三割くらいは負けさすという考えですか。

○政府委員(長沼弘毅君) これは繰返して先程申し上げました通り、從來検査をいたした中間的な事実に基づいて、概略観察いたして見ますと、左様な数字が出ておるわけにございませう。その程度で御了承願ひたいと思ひます。

○委員外議員(一松政二君) 先程特別調達に關する政府の今後やるべき事業を包含むように承つたし、後の政府の回答は差し当り進駐軍の仕事というふうに承つたのであります。その限界をできるだけ一つはつきり承りたいということ、それから特別調達にはあらゆる資材を殆ど優先的に……これはまあ事情止むを得ざる点もよく分るのでありますけれども、例えば今日石炭が三千万トンなければならぬという國家

○政府委員(長沼弘毅君) お説のように至上的命令に對して、セメントは殆ど大部分を特別調達關係に持つて行かれておる。そしてセメントがないために日本の危機をます……深めておるといふ事情があるものであります。その辺について特別調達として、その資材の配分等について何ら意見を差し挟む余地はないのか。或いは日本の他の産業との配合を考へて、そしてそういう方面に考慮を拂われておることとは思ひますけれども、尙一層さういふ方面に配慮をして貰いたいという考へがあるものであります。その二点について伺ひたいと思ひます。

○政府委員(長沼弘毅君) 前段の政府の需要する建造物とか役務というふうな問題と、進駐軍の需要する設備とか役務とかいふものの境界の問題でありませうが、これは実は今後の行政機構の問題とも關連しておりまして、今ここからこのことについて非常に明確な線をお示し申し上げることは、聊か困難でございませうが、大體進駐軍の命令に拘わらず、例えば政府自身が……こういう一例をお考へ願ひたいと思ひます。本に來られておる。この宿舎、ホテル等は急速に整備して日本政府として提供することが宜からうと思ふのであります。これは必ずしも進駐軍の要求ということではないのでございませうけれども、純然たる民間の事業というわけでもないものでございまして、こういうのはまあ一つの例を申上げると、詰り政府の需要する建造物というふうにお考へ願ひたいと思ひます。

後段の物資の節約ということにつきましては、万々お説の通りでございませう。

○玉屋喜章君 進駐軍関係の工事のことでございまして、只今までに完成をしておる、凡そ見積金額の金額も大抵決つて、そして完成はしておるが、まだ査定なされて金を支拂われてはいない。それで非常に困つておる。そうするとそれを当てるに人は金を借りなければならぬ。貸すにはそれがはつきりしておらんと貸すことができません。大蔵省におつておる次第でございまして、それは神奈川県方面で、主に道路とか建物とかいうようなものは、やはり特別調達で早速検査をして、そして査定をして、金を拂うて貰えるものでございませうか、如何でございませうか。

なことになるけれども、実は資材等についての節約を十分考えてくれてある一つの証拠かと見られるのであります。個々の物資につきまして非常に詳細な計画を立てまして、一々折衝をした結果、工事に入るように努力いたしております。

それではこれにつきまして他に御質問はございませんでしょうか。……政

府が急いでおりますが、本日ここで採決してしまふのもどうかと思います。質問がありますれば又この次の機会にお願いしてもよいと思います。それではこの法案の審議は今日はこの程

○玉屋喜章君　政府委員の御説明の、政府ということには主に大蔵省と思つておつて宜しうございますか本委員会では……

度に止めておきます。

次に「生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継等に関する法律案」、これは予備

○政府委員（長沼弘毅君） 原則として大蔵大臣というふうにお考えになつて宜しうございます。それから尙多少誤解を招いておるかも知れませんが、特
 思ひます。

審査のために付託されたものでありまするが、これにつきまして政府の提案の理由の御説明をお願いしたいと思ひます。

別調達と申しますのは、内閣総理大臣の監督下にある役所であります。そこでこの法律の改正の方に政府の契約とみなすというのがありますが、この

○政府委員(小坂善太郎君) 只今予備審査のために付託となりました「生命会」保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継等に関する

政府というのは大蔵大臣、内閣総理大臣の管轄に属する特別調達廳のやつた契約を予算大臣であるところの大蔵大臣が監督をする。こういふふうになつ

ております。○西郷吉之助君、この法案の改正案の審議の参考のために、本法案のみならず、一部改正法律案の際はその全文を
上の庄迫を免れしむるために、昭和十
四年四月一日生命保険中央法に基
き、四月十一日生命保険中央法に基

○委員長(黒田英雄君)　御尤もであり
参考のために御配付願いたい。簡単に
少しもよく思ひます。全文を至急に御配
付願いたいと思ふ。

て、爾來同法の規定によりまして戦争
で設立せられた法人でありまして、
危険の再保險業務、戦争死亡傷害保険
業務及び普通生命保險業務を行なつた
事なのであります。損害保險中央公

部の改正がある場合には、現行法の全文を再保険機構の整備をはかることを目的として、私も先般現行法の全文を重し、たいと申しましたらば用意がまだないということでありましたが、今後とも一

火災海上保險会社が、損害保險中央会から継承いたしました權利義務にかかわる業務により損失を受け又は利益を受けたときも同じように規定いたしましたのであります。

右のように中央会から継承いたしました保險の業務に対しては政府補償の見込みがなからず、賠償金も三割

実行して参つたのであります。両中央
会は終戦に伴ひまして今後存続せしめ
る必要もなく、労々関係方面の意圖も
ありますので、この際これを整理す
るに決まっております。協榮生命作
位の規定がありますから、協榮生命作
險株式会社及び東亜火災海上保險株式
会社は今述べましたような業務に基く
收支を他の收支と区分して整理しなけ
ればならぬのであります。

ることにいたしました。生命保険中央会の保険業務に関する権利義務は、これを協栄生命保険株式会社、損害保険中央会の保険業務に関する権利義務については、前に外国保険会社を保險者としていた保險契約に關する財産及びその債務（賠償金）の引当金を支拂ふ責任

は、これを東昭火災海上保険株式会
社に、それを承継させ、以て両中央会
社の業務を整理しました後に、これを解
散することといたしました、ここに生
ずるべき債権債務は、東昭火災海上保
険株式会社に承継させ、これを整理す
ることにいたしました。以上が、この
整理の概略であります。

命件險中央会及び損害保險中央会の保險業務に關する權利義務の承継等に関する法律案を提出いたしました次第でございます。本法案の趣旨を申述べますが、一、三十九年度と云ふの求償

海上保險會社が岡中央會から譲渡するもの、
兩生命保險會社の保險契約者の利益を保護するためであります。

協榮生命保險株式會社及び東亞火災

すれば、先づ生命保険中央会の保険業務に関する権利義務は、これを協業生命保険株式会社に、損害保険中央会の保険株式会社に、それぞれ移譲する。この移譲後、生命保険中央会及び損害保険中央会は、これら二つの協業会社を通じて、その業務を執行し、また、それらの協業会社が、それぞれに、その業務の執行に必要な事項を決定する。以上が、本法の趣意である。

本法の規定によりまして協業生命保

海上保険株式会社にそれより承継することになりました。従つて協榮生命保険株式会社が生命保険中央会から承継した戦争死亡傷者保険契約及び生命指定する日において解散することと

し、生命保険中央会法及び損害保険中央会法は廃止することになっております。

○委員長(黒田英雄君) これに對します御質疑は他の機会に譲りたいと思ひますから、さよう御了承願ひたいと思ひます。

それでは次に金融機關再整備備法の一部を改正する法律案、これについてこの際政府の提案理由の説明を聴きたるを許す。

○政府委員(小坂善太郎君) それでは
金融機關再建整備法の一部を改正する
法律案につきまして提案の理由を御説
明いたします。

今回の改正案の主眼といたしますところは、さきに企業につきまして、企業再建整備法の改正によりまして、新助定における資産を認めたと同様の額

旨によりまして、金融機関につきましてもその再建を円滑にするために新制度における増資をなし得る途を拓くことといたしました、これがための所望

の法的措置を講じようとするものであります。即ち銀行その他の金融機関が金融機関経理應急措置法によつて主務大臣の認可を受けて新勘定において機

資した場合におきましては、当該出資をなした株主等は、当該出資に關しては確定損失を負担しないこととする。と共に、当該金融機關は株主等が指定時

における資本の全額に相当する金額の確定損を負担しなければならないときにおいても解散することなく、そのまま存続し得る途を拓こうとするものであ

あります。
尚、これに伴いまして右の新勘定場
資をした金融機関が市街地信用組合、典

業等組合組織の金融機関である場合におきまして、その会員又は組合員が最終処理によつて指定時における資本の全額に相当する金額の確定損失を負担することとなり、旧勘定における出資金がなくなる結果、会員又は組合員である資格を喪失した場合でも当該金融機関の新勘定及び旧勘定の区分の消滅後六ヶ月を限り従来通り資金の貸付施設の利用その他当該金融機関の会員又は組合員であると同様の利益を受けることができることとしたします。そうしてこれによりまして会員又は組合員の便宜を図ることとしたそうとするのであります以上を以ちまして本法案の概要の御説明といたす次第であります。何卒御審議の上速やかに御賛成あらんことを切望いたします。

○委員長(黒田英雄君) この法案に對します御質疑も別の機会にお願いいたしますと思つております。

次に酒類配給公團法案、これはすでに前回の御質問ありましたが、この法案につきまして引続き御質疑をお願いいたします。

○山田佐一君 酒類配給公團法は独占禁止法に基いて御施行になるものであります。独占禁止法を出した趣旨は、今までの計画経済から一日も早く脱却して自由競争へ復帰するという大方針、いわゆる自由競争へ戻そうという趣旨の下に独占禁止法が出たのだと思ひますが、それをこの公團法によつて計画経済を更に強固に行うという事は、禁止法の出た趣旨に逆行するものではないか、而してこの酒類の原料が主食用であるからという御説明が明であります、それなれば製造の方をば制限しさえすればあの需要の方

は自由にしたら、販賣の方は自由にしたい、どちらにいたしましたとしても酒類は一種の嗜好物である。明日働いたの必要品だという御議論は、そういう議論からいけばすべてのものみな必需品になると思ひます。かくのごとき嗜好物から第一着手として自由競争に委ねる御意思があるかないか、その辺の政府の意思のあるところを承わりたいと思ひます。

○政府委員(前尾繁三郎君) 酒の生産につきましては先程お話のありました通りに需要に比し生産量が非常に少ない。これが自由に製造できますならば自由に販賣したしてもよいのであります。非常に生産量が少ない。而もただいまのお話を幾分見解を異にするのであります。成る程酒は奢侈的な嗜好品ではあります。現在配給いたしておりますのは半分は家庭配給、四割は産業用の特配、即ち農村の米麦その他の供出に對する報奨というやうな意味で配給いたしております。又石炭の増産等産業用に對する報奨的な意味で配給しておりますものが大部分でございます。従いましてこれを自由に販賣し、金のある人が飲めるといふことに、只今直ちにそういうことにもつていくわけには、現在の実情から申しましてできないのでございます。従来から嗜好品とは言つておりますものの、生産数量が少なの場合におきましては、むしろ努力の、何と言いますか、この慰安、明日の日の生産のために慰安をし、又元氣を回復するというやうな意味合で使われておりますものが大部分であります。又家庭配給にいたしましたも、必ずしも私は現在の

惡平等的な配給がよいとは考えていないのでございますが、現下の実情から申しますと、この現在の家庭用を直ちに廃止するわけには勿論参りませんし、又この家庭用の配給が非常に大きな意味をもつておりますことは、実情をお考え願へば大体御了承願へるかと思ひます。それと、さういふやうな酒の需要から申しまして、直ちにこれを自由販賣に持つて行くといふことは、理窟から申しまして、事実から申しまして非常に不可能である。我々考へておるのでございます。而も非常に酒が少ないためにいろ／＼な外の酒類、麦酒或は雑酒、果実酒といふやうなものを綜合して、最も必要ないところをこれを通して行くという組織がどうしても必要でございます。さういふやうな意味からいたしまして、生産が自由にできない間はやはりさういふやうな公團によりまして、統制をして行くということが必要であると信じておる次第でございます。

○山田佐一君 只今のお話が需要と供給とのバランスがとれない、いろ／＼アン・バランスになつておるために公團法でいかなければならない、ところが今日の統制をやつておりますものは皆さうだと思ひます。全部品物が需要と供給で、供給が余つておるもので統制をやつておるものはない、足らないから統制をどつておるという事は分るのであります。この足らない中にはいわゆる主食用原料とするものだからいかんという意味から行きましたならば、清酒の他に今合成酒、果実酒、いろ／＼なものがあります。これらの造石をもう少し殖やし

て、さうして或程度の需給のバランスをとつてはどうか、而して又これが明日の働くための必需品だといふお説であります。酒に對してしましても随分いろ／＼な非難があります。今日の青少年の犯罪の動機、犯罪者の動機を考へて見ますと、煙草を喫む、煙草の配給が見ますと、煙草を喫む、煙草の配給があつたために煙草を喫む。この煙草の習慣ができたからこれは止められな。而してこの煙草を喫むと相當高い値段である。犯罪の動機が煙草である。その次に酒である。いろ／＼な利益の点から見ると非常に利益の点もありませんが、害の点から見ても非常にあります。さういふものから自由販賣に一步々進めて行かなければ全般的にこわすといふ時はなかなかと思ひます。もう少し勇氣を出して自由販賣にして貰ひたいと思ひます。

○政府委員(前尾繁三郎君) この酒は主食用を潰しておるわけでありまして、それで清酒以外の合成酒或は雑酒、果実酒といふやうなものを増産すればいいじやないかというお説であります。このアルコール分はどうしても濃縮質でなければなりませんし、従いまして只今合成酒にいたしましては、アルコールを製造いたしておりますのは、芋を主としたしておるものであります。芋はやはり又現在は主食用に考へられておるわけでありまして、それ以外の未利用資源で製造することも一應理的にはできるのであります。これには非常な石炭を食うといふやうなこと、到底多きを望むことを得ないのであります。即ちすべて酒の資材となるものは結局主食用でございます。

で、主食用の現在の量が窮乏なときにおきましては、酒も亦増産することができないといふやうな実情にあるのでございます。又後段のお話の如く酒が悪用せられ、或いは犯罪の因にもなる場合も勿論ございするけれども、酒の又益と申しますか利益、その良い面から考へますれば、先程申し上げましたやうに、常に増産の基となつておるやうな次第でございます。成る程或る程度の悪い面もこれは止むを得ないのであります。併しそれ以上、それと全く比較にならない程現在労働者が酒に對して熱望いたしておりますことは、これは現実の問題として否定することは得ないのでございます。どうして只今のところこれを産業用に可なり分を配給し、家庭用にいたしましては、配給をいたしてはいないのであります。併し女世帯、或いは未成年者に對しましては、配給をいたしてはいないのあります。なか／＼酒の配給を要望されますので、或る都市におきましては、やはり否定することができず配給しておるやうな次第であります。酒に對する需要といふことは實際問題としては非常に強いのであります。又これを適正に配給いたしませんと、一層犯罪の根源を醸成するやうなことになると思はれるのでございまして、その点はどうしても公團法式を取る以外には方法がないのでございしますから、御了承を願ひたいと存するのであります。

○岩本哲夫君 私は前回の委員会に欠席いたしました次第でありまして、どのような御質問があつたか、若し重複いたしました場合には取消したい

をば制限しなすればあとの需要の方

いたしまして、必ずしも私は現在の

ら、これらの造石をも少し殖やし

となるものは結局主産でござい

想いたしましたる場合には取扱い

したいと思ひますが、この酒類配給
公團法というものは、独占禁止法の趣
旨によつて或いは本法案の終りに書か
れております理由等によつて、本法
案が出されることを政府は述べられて
おりますが、これはどうしても政府
がこうしたものをこの理由によつて出
さなければならぬという強い御意思が
あるのか、或いは関係方面からの絶対
支持があるのかどうか、それによつて
政府がそういう考えを持つておるの
か、どちらかを明確にして戴きたいと
思ひます。去る六月三十日の財閥課長
ウエルス氏の見解につきまして政府委
員からお話を承りましたが、この財閥
課長の御意見に照しますれば、必ずし
しもかような官業独占の事業を敢えて、
強いてやろうという趣旨は当局にはな
いのではないかと、こうした独占禁止法
に照らして、こうした民業圧迫をし
て、官業独占の組織体を持つて行くに
つきましては、やり易いものから政府
が手を着けようというので、先ずこ
れを取り上げておるのが、その他二三
もありまして、唯需給上の重要
性、配給の公正の確を期する上の理想
からの建前だと思ひますが、その間に
どうも割り切れないものがあると思ひ
ますので、この点を明らかにして戴き
たいと思ひます。若しその筋の財閥課
長の御意見のような次第であるなら
ば、これは須からく再検討を要するの
ではないかと、かように先ず考えるの
であります。この点を承りたいと思ひ
ます。

類会社並びに組合の収入支出を原則と
して、その予算を提出されております
が、新価格体系による原料、運賃そ
の他あらゆる手数料の影響は、本調査
には考慮してないというのを書い
てあります。然るに政府においては、
近く新価格体系によります諸般の改正
が行われるに際しまして、概ね政府の
専賣商品、専賣物資の総てが民業時代
よりは遙かに経費が嵩んで、物が高くな
つて来ておることは、万人等しく認
めるところであります。本公團法が設
立される收支概算の予算は、現在の民
業の諸経費を基礎とされております
が、公團法ができてから後には、今申
しましたように、組合の総ての手数料
が上り、経費が嵩んで、物が高くなつ
て来るという傾向があるやに憂慮しま
すが、そういうことは絶対にないこと
を政府は保証され得るのかどうか、こ
の点も所信を承りたい。

それから第三は、かような民業を圧
迫し、官業独占の業務を取上げてやられ
ることにつきまして、殊に旧会社、組合
の所有物資、施設等を非常な厳正な制
裁規定によつてこれを收用せんとする
措置につきましては、相当疑義も生ず
るやうに考えますが、而もこうした
措置につきましては、一般の輿論とい
うものは非常に反対があることは政府
御當局も御承知のことだと思ひます。
それでも尙これを強行するといふ御趣
旨は強固におありかどうか等について
も承りたい。

それからもう一つ最後に現在の酒類
関係の会社組合等の首脳部は、この公
團の役員になれるのかないのか、一
部尊重するところによりますれば、こ
うして公團法に切り替へる場合の、前
の

いうことについても司令部は同様の意
見でございします。この法案につきま
しては先般も申し上げたように逐條的に審
査を受け、又指示も受けておる次第で
ございします。

次に第二に公團にいたしますと、や
もすると経費が上がるのぞやないかと
いうようなお話でございします。收支の
関係は今回の物價体系の以前によりま
したのであります。然るに、当然今度の新
物價体系におきまして、これ等のマ
ージン並びに清酒の原價といふものは酒
類の原價につきましては、引上げを行
わざるを得ないのであります。それ
については只今物價と協議中でござ
いします。又当然引上げられるものと考
えておるのでございします。併し公團に
いたしたために、特に経費が從來
より殖えるといふことは全然予測いた
しておりません。又それにつきまして
は十分政府が監督をいたすことになつ
ており、又何等利益を生み出す必要が
ないのでございします。即ち配当する必
要もなし、又營業権の償却をやらなけ
ればならぬといふような問題もござい
しません、従ひましてこの運営につい
ては相当厳格な、殊に会計検査院の検査を
受けるというやうな組織にいたしてお
りますので、それによつて経費が行わ
れてコストが上がるということとは万々
ないと確信いたしておる次第でござい
します。それから施設その他につきま
して、強力にこれを利用し、又買入れる
ことができる規定になつておるのでござ
いします。併し幸ひこの酒類配給公團
につきましては、御承知のように單に
販賣でございしますので、建物その他
につきましては、そんなに大きな場所

を要しないのでございします。又樽等の
問題もございします。これも現在の日
酒販その他によりまして、それを引継
げば大体賄ひ得るのでありまして、特
に他の人に迷惑をかけるというやうな
こともないものと考へておるのであり
ます。次に第四の役員の問題でござ
いします。只今お話の通り旧役員は原則
としてこの公團の役員たることは好ま
しくないことであるといふことをその
筋から言われております。併しどうし
てもその公團運営のために特に必要で
ある人につきましては、そのことは例
外が認められるわけでございします。従
ひまして現在おられますところの日酒販
その他の人は、大体公團に引き継ぎ得
る承認を得られるものといふふうに考
えておるのでございします。唯この酒
につきましては、生産者並びに販賣
業者で特に利害関係のあります方は
公團の役員員になれないといふやうな
規定もあります。實際問題として現在
役員員の方で、公團にお入り願へない
方が相当あることは否定できないので
ございします。が、それらの関係を除き
ますならば、その役員としておられま
す方は極く少数でございします。殊に地
方会社については適用にならないもの
と我々考へておりますが、中央の機關
につきましては、極く少数の方がその
ために、何と申しますか制限にかかる
わけでありまして、それらの方につき
ましては、只今申上げましたやうな例
外の承認が受けられるといふやうに考
えておる次第であります。

○委員外議員(一松政二君) 公團によ
つて酒の配給が公正適正になり、それ
以外の方法によつてはそれは非常に困

第十六部 財政及び金融委員会會議第六号 昭和二十二年七月二十九日

【參議院】

難であるという建前で、この公團法を施行されるやに拜聴したのであります。給配いは報奨用物資、或いは炭炭或いは特殊関係のいわゆる関係当局の方、それから官廳、税務署で特に申請のあつた官廳用、或いは大臣その他のいわゆる官の宴會その他において使ひ、は會とは限りませんが、そういう部分はどのくらいあるか、それから七月一日以前には料理飲食店業者に配給してつた数量が一体どういふ割合であるのか、先ず需要者に対する配分の率を承りたいのであります。それが先ず第一であります。それから当局としても密造があるということを御承知ない管がないと思ひますが、大体主査その他を密造に使用されておる、正確なことは無論分るまいと思ひますが、先ず勘で凡そどのくらいあるかといふことも第二として承りたいのであります。それから第三には報奨用の物資、又は家庭用の配給用としてこれが公正に行われおるといふ、多少の無論例外はあるとしても、大体において公正だといふ見方であるやうであります。私は必ずしもそれは當らないと思ひますが、七月一日以前、料理飲食店業者に廻つておる酒は、概ねその配給以外の、農家或いは家庭配給の皆轉賣であつたのであります。その点は御承知ないこともないと思ひのであります。で公團となれば必ず公正にやれて、これを販賣業者に任せれば、必ず不公平になると思ひは、必ずしも私は言ひ切れなかつたのであります。特に私は商業委員長として、公團の如き組織は万止むを得ないならば、万止むを得ないという意味は、議會がこれを否

決したらデイレクテイヴでこれが来るかどうか。議會で否決したらデイレクテイヴでやれとまで来るのであるかどうか。この点も承りたいのであります。今日中小商業の問題、いろいろの問題がありますが、酒類の問題にしても營業に携つておる者は相當な数ある管であります。それ等も一連の商賣の關係として、太平洋戦争が始まつて以來、いわゆる商業關係の人ほど營業權を取上げられ、その他苦難の途を歩いておるものはないのであります。少数の關物資を扱つておる者は例外であります。正規の業を営んでおる者は、企業整備その他によつて殆どみじめな目にあつておるのでありますから、一日も早く正当な業務に復せられるやうに、かくの如き公團組織の如きものは、万止むを得ずやるものとすれば、成るべく早くこれを元の狀態に復してやるというふに、お考えになるのが適當でないかと考へるのであります。更に先程主査或いは炭炭が酒に変わる。それ以外のものは特に炭炭が要るというお話であります。原野に相當繁殖するところの「きくいも」を以てこれに充てる。今の主査の田畑を使ひないうで「きくいも」の繁殖を以て、それによつてできた炭炭を以て酒を造るということについて、許可する意思があるかどうか。若しそうすれば相當の増石にもなるかと思ひのであります。が、その点について承りたいのであります。以上どうぞ。

石で四九%、特殊用が六万石で四%、業務用が十二万石で八%といふやうなことになるのであります。尙官廳の特配といふやうな量は極く少量でございまして、勿論パーセンテージにも上らない数でございまして。殊に大体におきまして特殊用と申しますのは冠婚葬祭、そういうやうなことに只今一回二升といふやうな程度のもを出しておるわけでございます。又特に災害等の起りました際の非常時用といふやうなものに出してあります。官廳特配として出しておりますものは、どの程度……ものの千石にも足りない極く僅かなものだと考へております。それから第二の密造酒につきましては、確から最近非常に密造酒の殖えておりますことは、我々十分承知いたしております。で相當大きな檢査をや、又農村等につきましては一團百戒といふやうな意味合からいたしまして、違法精神の弛緩しないやうなふにやつておるのでございます。その数量は勿論明確でございせん。或る縣で想定いたしましたやりましたものを全國的に引直して考へましたときに、一昨々年でありましたか、六、七十万といふやうな数字が出たのであります。最近は一層殖えておるので、或いは百万石乃至二百万石といふやうな世評も中らずと雖も遠からずといふやうな狀況ではないかと考へておるのであります。それに對しましては、我々は、税務署が最近まで財産税その他によりまして忙がしいので、その方に手が廻らなかつたのであります。が、只今申し上げましたやうな趣旨によつて取締りをやりたいといふやうに考へておる次第でございまして。

次に配給公團につきましては、先程申し上げましたやうに我々はこの方式にどうしてもよる以外に方法はない、これは若しこの公團によつてより適正になるという意味ではなしに、現在やつております販賣會社、即ち大日本酒類販賣株式會社、或いは麦酒配給株式會社、或いはその他の雜酒、果樹酒の卸共販賣組合といふやうなものが独占禁止法のためになつた場合を想定いたしますと、到底現狀のやうな配給を實行することができない、でその酒の需要につきましては先程申し上げました通りであります。これをこのまま自由販賣にして配給の適正を期し、而も又歳入を確保するといふことは到底不可能だといふやうに考へておる次第でございます。尙現在の配給が、先程お話のありました通り完全なものではございません。併し他の物資に比べてとにかく消費者までは割合適正に行つておるといふことについてはこれは十分申し上げて差支えないと思ひのでございまして。ただ消費者に参りまして、一旦消費者の手に渡りまして、再びそれが物々交換なり、その他の方法によりまして料理屋等に流れておりますことは、これは否定できない事実だと私は考へるのであります。この消費者に一遍渡りまして、それが、それがいかに処分されるかという点までこれを適正にやる方法は、現在我々として適當な方法がないと申し上げるよりいたし方ないのでございまして。併しとにかく消費者の手に一旦既に配給されておるといふことにつきましては、これは從來の酒の配給の方式が他の物資に比べてよく行つてゐるということを

申し上げて差支えなからうかと私は思ひのであります。次に第四の「きくいも」の問題であります。我々といひましては從來「きくいも」につきましては戦時中から寧ろ獎勵するやうな意味合で随分やつておつたのでございまして、實際の問題といたしましては、殆ど成功いたしておりません。殊にこれは炭炭が相當量要るわけでございます。その炭炭の配給は酒類としましては極く僅かしか配給を受けておらないのであります。で、これを増すといふことは到底不可能なことでございます。従ひまして恐らく我々は「きくいも」を抑えるわけではございせんが、「きくいも」では實際問題としてコストも合わないし、現實問題として成功した例が殆どないのであります。その点酒造の免許に當りましては十分考へたりその計画を審査いたしました上でないといふことも申し上げられないうやうな事情でございまして。尙この公團法を否決した場合にどうなるかといふことに關しましては、勿論先程も申し上げましたやうに、公團法につきまして、司令部は非常に賛意を表し、又これにつきまして十分審査をいたしてくだつておるのであります。が、これを否決しました場合に、デイレクテイヴを出すかどうかという点につきましては、只今我々としては不明であるといふことを申し上げる以外に仕方がないといふやうに考へております。

○委員外議員（一松政二君）今の関連事項で、個人或いは家庭に配給……消費者に配給されて、それから以後は、その配給を受けた人が消費するか消費しないかについては、多くをその人

得ないという意味は、議案がこれを否
十四万石で三九%、家庭用が八十二万

ふりに考へておる次第でございます。

に比べてよく行つてゐるというところ

消費しないかについては、多くをその人

の自由任せるといつたような御答弁
のようであります。これは一方にお
いて闇を認めておるといふことになる
のであります。闇が横行しておつたこ
とを確認しておるのであります。それ
で若し配給の公正を期する。配給とい
うものは、ただ物を配りさすれば
いいというのではなしに、消費者の所
に行き、消費者に渡つてこそ、それが
公正な配給になるのであります。い
ゆる自由経済の妙味はそこにあるの
で、公正に配給する。飲みたい人が飲
める、多少値段は高くなるかも知れ
ませんが、一方において甘いものを
要求しておる者があることは御存じの
通りであります。甘いものを要求し
ておる者の所に甘いものが行き、甘
いものを要求しておる者の所に酒の配給
が行つておるのであります。これが本
当に公正であるといふならば、甘いもの
を要求しておる者の所に甘いものを行
き、辛いものを要求しておる者の所に
酒が行くといふことではなければなら
ないのであります。併しこれがなか／＼そ
の通りにやれないから、止むを得ず今
のような方法でやつておることは私も
よく承知しておるのであります。これ
をいゆる本當の需要者。飲みたい
人に飲ませることは、これは一應弊害
は無効であるでしよう。けれどもなるべ
く早くそれを需要者。要る人に飲ま
せるというのであるならば、これをい
ゆる算術的に戸数で割つたようなや
り方では、これは絶対に公正は期せら
れないのであります。眞のイクイテ
ィーは飲みたい人に飲ませるというこ
とでなければならぬのであります。

をやる時に消費者。ただ一應の消費
者という建前、それは眞の消費者では
ないのであります。物の要るのは眞の
消費者が要るのであります。眞の消
費者に渡るか渡らないかわからんもの
を或る仮定の者に渡して、それで責任
を逃れておる。通れておるといふ言
葉は憤しみますが、それで一應解決し
ておるようにならることは、私は
甚だ遺憾に思つておる。以上申
上げます。

○政府委員(前尾繁三郎電) 只今の御
説は、家庭配給につきましてはさうい
うことにならうかと思つておる。家庭配
給のいわゆる悪平等の配給は、決して
我々として理想であるとは思つており
ません。併し他に方法があるかと申し
ますと、まあ實際問題としてないので
あります。又現在の家庭配給といふもの
が一種の國民のなんといふんですか、
まあ權利という言葉を非常に悪いので
ありますが、或る程度の期待を持たれ
ておる。我々としては成るべく只今お
話の通り、家庭配給といふような方
式を止めて、本當に需要しておる人
方に配給するといふことは望ましいこ
とではあります。それではなかなか
か一般が承知しないといふような、非
常なギャップに立たされておるわけ
でございます。又これは各方面のいろ
んな人の声も現在私は、家庭配給を
成るべく圧縮して行きたいといふ方針
であつたのであります。各方面の意
見は、私はさういふふうに入つておる
のであります。家庭配給が只今申し
上げたやうに、一般消費者に行つて、
それから又他に流れておることは、或

る程度認めておるのであります。が、
その家庭配給を廃止するといふ所まで
は到底現状におきましては、行かない
といふのが事實であるといふふうにと
考へておる。○若木哲夫君 重ねてお尋ねいたした
いと存じますが、専賣物資を大蔵省
が主管されると申しますか、専賣行政
はこれは當然のことだと思つておるが、
配給業務についてまで大蔵省が携わる
といふことにつきましては、詰問いろ
いろ議論があるやうであります。殊に
こゝろしたやうな世間でいふ水物とい
つたものを、大蔵省が配給業務にまで行
かせるといふことにつきましては相當問
題も將來複雑に相成る虞れもあるので
あります。が、この際政府においては、
専賣行政は固より大蔵省所管に属する
ことは當然といへども、こゝろした公
法等によります配給業務等につきま
しては、例えば物價関係については物
價廳の如く、専賣廳のような特別の官
廳にこれを移行する將來考へがござ
りかどうかを伺いたい。これが第一。そ
れから第二は、第十三條に酒類配給公
團の役員は、酒類の製造、保管、賣
買、若しくは輸送を業とする会社の株
式を所有してはならない。こゝろした者
は役員に使用しない。これは官業組織
の中にでも知識、経験、はげみとい
うものを持ち出して、せめて活用せねば
ならぬといふ狙ひに逆行するわけであ
りまして、恐らく現在酒に關係する者
がある一定の製造会社の株を持つてお
る。又輸送を業とする或いは販賣を業と
するといつたやうなもの株式を持つ
ておる。或いはこゝろした方面にいろ／＼
關係のある者が、一面現在の酒類会社、
組合等に關連してこれらを構成してお

るのであります。でこゝろしたものを拿
げてこの配給公團から除外するといふ
やうなことが、果して先程來政府當局
の説明のある如く、適正円滑なる配給
業務を實行し得ることと極めて矛盾を
するやうな観が深いのであります。亦
全くこれでは至つて餘蘊も熱意も、亦
さうした方面に相當立場も有しておら
ない方のみで、いわゆる官吏ばかり、
固よりこれは全部官吏になるのであり
ましようが、官吏ばかりがこれをやる
といふことならば、敢て公團を設立し
ないでも、大蔵省なり、先程申し上げ
ました特別廳がこれの配給計画なり配
給業務を指導、指揮すればいいのであ
つて、こゝろしたやうな点もどうも合
点が行かないのであります。が、この辺
の所信を明かにしていただきたい。

○政府委員(前尾繁三郎電) 第一の御
質問の酒類の配給を専賣する意思はな
いかといふ問題につきましては、只今
のところ我々は専賣といふ方式を考
へていないのでございます。その理由と
いたしましては、専賣にいたしますと
外の場合と違ひまして、酒類には相當
品質の違ひがありますので、これは技
術的に非常に困難でございます。それ
以外に生産權、或いは販賣權の買収と
いふやうなことになる。非常に
多額の資金を要する。さういたしま
してもこゝろしたやうな公團方式、或
いはこれは我々は公團でなくとも、從來
の大日本酒類販賣株式會社といふや
うな民間會社でもいいのでございま
す。さういふやうな一手買取、一手賣
渡といふやうな機關が必要なのであ
ります。それで又十分賄ひ得るので
ございます。従いまして只今直ちに非常
な資金を要する専賣方式といふことは

探る必要がないかと思つてございま
す。殊にこの公團はいわゆる民業圧迫
といふお話をございしますが、これは卸
賣の段階のみでありまして、小賣業を
全部なくすることはございせん。小
賣業者は從來通り置きまして、さうし
て卸賣の段階を、言い換へれば現在や
つております大日本酒類販賣株式會
社、それから麥酒配給株式會社、並び
に雜酒、果實酒の卸共販組合といふも
のに代るのにこの公團を使うといふの
のであります。小賣業者の段階まで
これが及ぶわけでは勿論ないのでござ
います。その点明らかにするためにちよ
つと附け加えた次第でございます。

尙十三條の酒類配給公團の役員は
酒類の製造、保管、販賣、輸送とい
ふやうな業と關係のある人であつては
ならないといふ点でありまして、それ
につきましては成るほど御説の通り、
我々としても成るべく廣い範圍から公
團に入つて戴くことは希望いたしてお
る次第でございます。たださういふよ
うな利害關係のある人が公團にお入
りになるといふことは、公團のなん
と申しますか、公的性質から、又その配
給なり、これを何ら漏る所なしと申し
ます。か、いい言葉がございせんが、
さういふやうな適正なことをやるた
めに、どうしてでもまあ利害關係のある
人が入つたのでは困るというやうなこ
とに相成る次第でございまして、併し
運用に關しましては、必ずしも現在株
運にお持ちの方をも、これを他の家族に
譲りになるというやうないろ／＼の点
も考へられるのであります。必ずしも
これだけで動かさず取れないといふや
うなことに至らないといふやうに我々考
へておる次第でございまして。

七

第十六部 財政及び金融委員會會議録第六号 昭和二十二年七月二十九日

【參議院】

(587)

○委員長(黒田英雄君) 波多野委員に申し上げますが、大蔵大臣が見えませんでしたから、あなたの御要求がありました。この酒類公園の御質問はまだあるだろうと思いますが、この次の機会に譲つて置くことにいたしました。もう時間もありませんから、今日はこの程度にしまして、波多野委員から大蔵大臣に質疑の御要求があつたので、丁度大蔵大臣がお見えになりましたからこの際波多野委員に、御発言をお許ししたいと思います。

○波多野委員 それでは暫く時間を拝借いたしました。七月二十三日に大蔵大臣が新聞記者に発表されました円通貨の問題に関する談話であります。これについて若干質問をさせていただきます。参議院の本会議の自由討議の場合に、この問題に私が触れた関係上、この質問をさして戴く訳であります。この場合にも政府側からは、この円通貨の価値の問題につきましては、纏まつた御答弁がなかつたために、その後又いろいろの臆説なり、流説なりが行われておるといふことは事実であつたと思ひます。従つて二十三日の大蔵大臣の声明になつたと、この私は解釈しておりますが、あの声明を出したになつたにいたしまして、通貨の価値の問題に関する臆説は、まだ掃蕩されるに至つておりません。何故かならば、あの御声明は、まだ問題の核心にたいして何らお答えになつておられないからであります。御承知のように、この通貨の不安は通貨の価値に関する不安でありまして、この通貨の価値が一体現在どうなつておるのか、或いは今後どうなるかという点に關する不安であります。そうして、その不安が、たとへば平價切下説、平價切下というものをいふ人は、いろいろの内容をそれに盛つておられて、必ずしも統一した考えを持つておられる訳ではありませんが、兎に角平價切下措置といつたような、妙な流説となつて現われて来る訳であります。簡単に具体的に申し上げますと、問題はこういふところにあると思ひます。昭和九年乃至十一年頃におきまして、金の平均相場が大体八四見当だつたと思ひますが、これは一つの事実であります。そうしますと当時の円の価値は、大体八分の一の金と等しい価値を持つておつたといふことになる。ところが今日はどうであるか、去る七月十五日に政府は金の買上価格を大幅に引上げました。一グラム七十五円、一匁に直しますと二百八十一円二十五銭、こういふふうに引上げた、これは新聞に発表したところでありまして、これは何であるかといへば、今日の円の価値は、約二百八十分の一の金の価値しかないと、これを意味するものと私は思ふ。即ち、円の価値は昭和九年、十一年頃の八分の一の金の価値から二百八十分の一の金の価値、約三十五分の一の下つておるといふことを意味するのではないか、尙金の相場、これは巷間いろいろ傳えておりますが、これは大体一匁千四見当だといつておりますが、これは信用はなりませんけれども、一匁千四見当といふことをいいますと、円の価値は、昭和九年頃と比較して、百二十五分の一に切下つておるといふことを意味するのであります。もう一つ、問題を

を別の面から考えますと、政府が新しい物價体系におきまして、物價の安定を昭和九年、十年の六十五倍ということに決めたのであります。このことは基準年次において、一匁で買えたと同じ品物を今買うためには、六十五円出さなければならぬといふことなんでしょう。円の購買力の価値と申しますれば、円の購買力は、國內においては六十五分の一に切下つたといふことだと思ひます。このことを人々、金の平均相場が下つた、お金の位が下つたといふ言葉で皆申しております。このように金との関係においては、まあ金の公定価格の關係において約三十五分の一、公定物價の關係において六十五分の一、このくらいに円の価値は下つたと解釈されるのです。この事實を政府はどのように解釋しているのか。この事實からいろいろの臆説が生れて來る。これを円の価値の切下と言わなければ、これを何と見るのだ。これをお伺いしたいのであります。こういう事實があるに拘わらず、即ち平價、パリティの切下は行わないとか、或いはそんなことは問題にならないとか、或いはために、ます、何のことも國民は分らなくなつて來るのであります。余りにも國民の常識とかけ離れた説明を出されるというところが不安を大きくする原因の一つではないかと私は憂いてゐるのであります。私は実は片山内閣が率直にこの円の価値の問題について纏つた見解を発表される必要があると思ふのです。そうして國民の疑惑を一掃される必要がある。そうして片山内閣の政策としては円の価値が今までに

今後はこの価値のこれ以上の切下を極力防止するのだという決意を表明されることの方が大事であつて、円の平價の切下を行つたといふたような言葉で今まで切下けられてゐる事實を隠蔽するといふことは私は甚だ遺憾だと思ひます。國民が円に對する信任を傷つけるようなことをしないで言われる。これは確かにその通りでなくてはならぬと思ひます。ところがその信任といふのは百の価値のあるものを百として認めて貰う。十の価値のあるものを十として認めて貰うといふことであつて、十の価値しかないところを百の価値として認めるというところは、決して國民の円に對する信任をつたぐ所以ではないと私は思ふ。物價の問題につきましては政府は極めて大胆な政策を採られた。ああいう大胆な政策を採られたら、それはそれに附随していろいろの手を打たなければならぬと思つてゐる。にも拘わらず円の価値の問題に一度問題がかりますと、実は何がゆいほど臆病であります。なまもつと率直に國民にお知らせになつて、そうして國民と共に円の価値のこれ以上の切下を防止するといふ運動をせよといふ。この点を大蔵大臣にお伺いしたい。以上で私の質問は終ります。

○國務大臣(栗栖越夫君) 只今の波多野委員のお尋ねに對して私率直にお答えいたします。参議院の議場におきましては時間のせいか御質問が非常に一部分に限定されたもので、單にその一部分に對して御答をすることに止まつたのであります。それからこの間の聲明であります。これは実は健全財政、地方の財政の健全化、健全の金

融、こういうような一連の政策を立てます時に、改めて申し上げたい。こういうふうに考へておりました。差當りの問題を申上げた次第であります。只今ここで話がありましたところについてお答えいたします。金の一匁の価値が上つて、これから見た貨幣の實質的の価値が下つたといふことはお説の通りであります。物價につきましても全く同様に解してゐるのであります。併しながら私はこの貨幣の価値が事實上下つておること。そうして更に平價の切下げといふようなことは事實上の問題と、或いは貨幣法の改編に纏はります所の法律上の問題と二つに分けてみなければならぬと思ふのであります。一体各國の貨幣價值の切下その他の歴史をみましても、事實上の動搖といふことを一定の見極めをつけて、そうしてあるときに安定をいたしました。きに切下をしたような例もしばしばあるのであります。我々は今どういふふうに考へておるか申しますと、物價の点とか、その他の点において貨幣の事實上の價值が下つておるといふことは、私は率直に認める。認めざるを得ない、と思ふのであります。併しこれを將來に向つてどういふように安定さして行くか、こういう点になります。いと、これは片山内閣の大きな政策の問題の一つでありますので、只今慎重に考慮しておる次第であります。私の今まで考へておる所を申し上げます。これはこういふような行き方をせざるを得ないと思ふのであります。大体國內的な貨幣の價值が事實上に切下がつておる。それとどういふような諸般の情勢と、そしてこの國際

いは今後どうなるかという点に關す

味するものであります。もう一つ、問題

これだけに下つてゐるのだけれども、

財政 地方の財政の健全化 健全の金

よりな諸般の情勢と、そしてこの國際

的な諸般の情勢、そういうものを脱み
合せてみる必要が先ず第一にあると思
うのであります。それから更に我々は
できることであるならば、この田貨の
安定、貨幣價值の問題につきましては、
國際のレベルに沿ひまして、そして
この國際間の協力を得て、最も妥當的
な所に安定させたい。こういうふうに
考へておるのであります。叶います所
でありますならば、或いはクレジット
の設定とか、その他も將來については
十分努力もいたしてみたい。幸いに連
合國側からの好意ある援助があります
ならば、いたしてみたい。こういうよ
うに考へておる次第であります。そ
ういふような諸般の要素を取込んで、
この安定をさせたい。こういうふうに
考へておる矢先であります。そこで
直ちにこの現在の物價の昂騰、貨幣價
値の下落というものに直ぐ徹つて切下
げその他をしようということ、私は
いかなる政策と雖も考へておらん所
であらうと思ふのであります。貨幣の價
値の切下その他につきましては、將
來の日本の經濟再建に向つて大きな線
を描いて、又その發展に向つて大きな
力を持つて考へなければならぬ所であ
りますので、その辺は十分考へなけれ
ばいかんと思ふのであります。差當り
それならばどうするかという問題であ
ります。私はここで率直に申し上げま
す。この物價の安定、この物價と資金
の惡循環を断切りまして、物價の安定
というところに行きますならば、そこに先
ず事實上の貨幣價值も安定させたいと
思ふのであります。それから更に將來
に向つて海外國際間その他の情勢、そ
後における日本の經濟再建の情勢とい

うものと脱み合して、この貨幣の問題
を片付けたいと考へるのであります。
そこで只今の処、この平價を切下げ
るとか、そういうようなことは毛頭考
えておりませんし、その点を繰々述べ
た次第であります。この辺は國民貯蓄
の増強というような面が、この經濟再
建に異常な重要な要素ともなります
ので、そういう諸政策を一貫的に、綜
合的に併せ考へまして、政府としては
平價の切下その他を現在の狀態にお
いては行わぬということを考へ、又將
來直ちにやういふことも考へておら
ない趣旨を國民に徹底する意味にお
いて申上げた次第であります。一應お答
えいたします。

○波多野君 只今大蔵大臣から懇切
な御答弁がありまして、大体の点は
了承いたしました。唯尚二点御伺ひ
したいので、平價の切下というのを
余りに法律的にのみ考へておつてお
いでになる、そのことが現在既に大蔵
大臣は認めておられるように、事實上
の平價の低下が行われておるにも拘わ
らず、法律上の平價の切下がなければ
又やる積りはないから、だから平價は
切下がつておらないと仰し仰しやる
所に國民が納得できない点が出てくる
のであります。私も平價の切下とい
うことが一つの法律上の手續をも
含んでゐるというところは十分承知
いたしております。併しその法律がど
のような平價を作り、或いはどのよう
に平價を切下げて安定させるかとい
うことは法律だけでできることではな
く、現在の又近き將來の日本の經濟力
並びに國際情勢その他と脱み合して事
実が決定していくことであらうと思

ます。法律はただそれを確認するだけ
の問題じゃないかと思ふ。問題は貨幣
の事実上の價值が問題であつて、法律
が何時どの貨價をどういふふうに認め
るかというところは、そこで多少の喰ひ
違ひが尙残つておると考へます。それ
からどのようにならぬ新しい平價が
國際的に安定されるかということ、こ
れは勿論私共の予想のつかない点であ
りまして、今後の我々の努力によつて
決まることだと思ひますが、それにし
ても例へば一匁八四見當、或いは一匁
十四、五四見當の平價に安定し得ると
いう見込みも恐らく立つまいというふう
に私は思ふ。そういうのはつきりした点
が私はあると思ふのであります。一匁五
四の平價から比べれば、それだつて相
當の切下なんです。そういう点をもう
少し國民に納得し得るようにならぬ
方において説明の手段を講じて載せたい
と思ふ。それでないかと今問題となつて
おる國民貯蓄なんというものであつて
功は實惠なものであると思ふ。私は
現在國民が懐いてゐる經濟不安に二
つあると思ふ。一つは食糧不安、一つ
は通貨不安であります。二大不安とし
て現れております。食糧不安について
はいろいろのことをいろいろの機会に
おいて當局が説明されて、國民は大体
納得しつゝある。併し通貨不安の問題
については説明される所極めて僅かで
ありまして、そのために國民の方では
いろいろの疑心暗鬼が取れない。それ
を私は心配する余り、いろいろの機会
に政府の見解を國民に述べられるよう
なチャンスを作つていきつゝある積り
であります。どうか今後ともそういう点

につきまして尙一層の御努力をお願い
したいと思います。

○國務大臣(波多野君) 重ねて波多
野議員のお話に對して私にお答えをいた
します。平價の切下というやうなことが
法律上の手續を伴う。やういふことを申
上げて、それが究極の所の最後だとい
うことを申し上げたのであります。法律上
の手續に促されて、事實上の貨幣價值
の下落をネグレクトするといふやうな
考へは私毛頭ありません。唯事實上の
下落も相當安定した所を見究めて、將來
の見究をつける。將來への見究をつけ
るためには國內の諸情勢と脱み合せる。
こういうことが必要でありまして、
そういうことの見究めがついた上にお
いて初めて貨幣法その他の改編という
ことに相なると、こゝういふ趣意で申し
上げておるのであります。その辺は一
つ御了承願ひたいと思つております。そ
れから実は今回の白書に現れました
案相、及びこの物價と貨幣の惡循環を
断ち切つて、それに安定をさせると、こ
ういふ施策の内部には、この通貨の安
定への第一歩を踏み出すという趣意を
大いに含んでおるのであります。これ
から一連の政策を考へ、經濟物價の面
において、或いは通貨、金融、財政の
面において考へて、時々安定へと、而
も安定は生産の増強という面から、物
價の下落を取り戻すという方面にも努
力いたして見たら、こゝういふやうに
考へる次第であります。重ねて御答弁
申し上げます。

○委員長(黒田英雄君) この次は明後
日の午前十時から開会いたしたいと思
ひます。この次はでき得ますれば本日
説明を聴き、質問もありました特別調

達廳に關します法律案と、それから酒
類配給公團法案と、この二つは若し
き得れば決議にも行きたいと思ふの
ですが、併し御質問がありますし、又
御討論もありましたら、無論それは行
きませんけれども、若しできましては
ばそういうふうに行きたいと思ひ
ますので、なにとぞそのお含みでど
うぞ一つ御準備をお願いしたいと思います。

○委員外議員(松政二君) この酒類
配給公團法につきましては、商業委員
会で非常に関心を持つておるのであり
ます。先程若木さんからもお話があつ
たように、いわゆる戦争が始まつて以
來、配給々々という言葉がありました
ので、昔こんな配給なんという言葉
がなかつた。これはみんな商賈で商業
に關する……配給というところは結
局商業であるのであります。この商業
に關することを財政、金融だけのこの
委員会です。可決されて、それが
そのまゝ本會議にかかつてしまつて、
商業委員會は何らこれに關知しない
というところに対しては、商業委員會の委
員の中で相當意見があるものでありま
す。その意味におきまして、実は今日
私は皆さんに御挨拶を申し上げますに、
私一人実は何つて、そして明後日に採決で
第百九十八号、若し明後日に採決で
もせられるというところでありま
す。私も一應委員會の委員の人にその
旨を通じてですね、若し場合によつた
らば連合審議會か、なんかの形でも一
つ、意見を持つてゐる方もあるやうであ
りますから、なんとかその辺について
御配慮が願えないかということであ
ります。

第十六部 財政及び金融委員會會議録第六号 昭和二十二年七月二十九日

【參議院】

九

点は向よく考慮してお知らせいたしますが、まあ決議までは行かないかも知れませんが、少くとも特別調査廳の方は政府が急いでおりますので、御決議をできれば願いたいと思ひますから、どうぞ。

○西郷吉之助君 その法案の原文はいつ頃廻りますか。

○委員長(黒田英雄君) 遅くも明日までには一つ配付できるように、配付できましよう。

○政府委員(小坂善太郎君) 明日中には一つお届けいたしたいと思つておりますが……

○委員長(黒田英雄君) それでは本日はこれで散会いたします。

午後零時二十五分散会

出席者は左の通り。

委員長 黒田 英雄君
理事 渡多野 鼎君
岩木 哲夫君
伊藤 保平君

委員

伊藤 修君
木村 轉八郎君
森下 政一君
玉屋 喜章君
山田 佐一君
櫻内 辰郎君
星 一君
小林 米三郎君
西郷 吉之助君
高橋 龍太郎君
渡邊 甚吉君
中西 功君
川上 嘉君

國務大臣

大藏大臣 栗栖 勉夫君

政府委員

大藏政務次官 小坂善太郎君

大藏事務官(主税局長) 前尾繁三郎君

大藏事務官(管理局長) 長沼 弘毅君

昭和二十二年八月八日印刷

昭和二十二年八月九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局